

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 SUPER CENTER PLANT-5 刈羽店

所在地 刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3889番地外

設置者 大栄管理株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐輪場の位置及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成24年4月24日

3 意見の概要

(1) 刈羽村からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

7 縦覧期間

平成24年9月7日から平成24年10月7日まで